

第四十四回
帝國議會

朝鮮事業公債法中改正法律案外三件特別委員會議事速記錄第二號

大正十年三月十四日(月曜日)午後一時十六分開會
○委員長(男爵奥平昌恭君) 是ヨリ昨日ニ引續キマシテ
開會ヲ致シマス、モウ昨日ヲ以テ大體質問ヲ終タモノト委
員長ハ認メテ居リマスガ、本日ハ成ルベク決ヲ採テ戴キタ
イト思ヒマス

○男爵佐竹義準君 何カラ御始メニナリマス

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 順序ハ大概決マッテ、居リマス質問ノ順序モ大體決テ居リマスカラ……

○仁尾惟茂君 朝鮮事業公債計畫増額ノ中ニハ既定事
業ニ係ルモノト、新事業ニ屬シマスルモノトガザイマスガ、
既定事業ニ係ル増額ハ鐵道ノ建設改良、港灣ノ修築ト其
他事業ノ遂行ノ爲ニ物價騰貴ニ係ルトコロノ増額ノ追加
ヲ爲スモノデアリマシテ、是ハ何レモ必要ノモノト心得マス、
又新事業ニ屬シマスル所ノ煙草專賣制度ノ創設費、是ハ
新タル事業デアリマスルカラ、殊ニ種々ノ質問ヲ重ネ、又講
究調査ヲ遂ゲマシタノデアリマス、デ總督府ニ於キマシテノ
制度、諸般ノ方法及ビ其設備方、又營業禁止ニ依リマスル
轉業ノ補償、又徵收物件等ニ對シマスル買收方法、又販賣
ノ機關設置方其他新法施行ニ付キマシテ朝鮮ノ民度及ビ
從來ノ習慣等ニ對シマシテ參酌ヲ加ヘマスル等ニ至リマス
ルモノ、凡テ總督府ノ施設ハ何レモ相當ノ考慮ヲ加ヘ、適當
ノ措置ヲ執リタルモノト思ヒマス、デ抑此煙草專賣ハ歐洲
諸國ニ於テモ、確實ナル國庫ノ財源ト致シテ居リマスルシ、
又内地ニ於キマシテモ既ニ之ヲ實驗イタシ、確實ノ財源タ
ルト云フコトハ疑ヒヲ容レヌノデアリマスル、又本事業ハ生
產事業デアリマスルタメ、國債ヲ以テ是ガ創設費ニ充テル
ト云フコトハ不適當ノコトデハナイカト存ジマスル、依テ私ハ
本案ヲ贊成致シマスル

○男爵佐竹義準君 私モ本案ニ付キマシテハ仁尾君ト同
様ニ贊成ノ意ヲ表スル一人デゴザイマス、唯、私トシテ一二希望
ガアルノデゴザイマス、是ハ私個人ノ希望ト致シマシテ此際申上
ゲテ置キタイハ、既定事業ニ於キマシテ鐵道ノ建設ト云フコ
トハ、朝鮮内地開發ニ非常ニ必要ナコト、豫テ考ヘテ居ル、此
點ニ付キマシテハ將來ニ向シテモ總督ノ方デ十分ニ御注意
下サフテ成ル可ク交通ノ便ヲ早ク開カレル、例ヘテ言ヘハ平
元線ノ如キ成ル可ク至急之ヲヤラレルコトノ必要ガ一ツ、モ
ウ一ツハ此度新規計畫ニ於テ、煙草專賣ハ必要ト思ヒマス
ガ、煙草專賣ニ關係シテ個人若クハ會社トシテ經營シテ居
ル小サナ會社ノ交付金ニ付テハ、種々ノ問題モアリ又御希

望モアルヤウデアリマスカラ、此點ニ付テハ成ル可ク將來ニ
向シテ色ニ問題ノ殘ラヌヤウニ成ル可ク買收サレテ、人ニガ
喜ンデ買收シテ貴フト云フヤウナ方法ヲ御講ジニナラムコト
ヲ私ハ切ニ希望致シマス是ダケ申シテ本案ニ贊成致シマス

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 唯今ノ御希望ハ個人トシ
テノ御希望デゴザイマスガ、是ハ特別委員會ノ希望ト致ス
ヤ否ヤニ付テチヨント皆サンノ御意見ヲ聞イテ置キタ一ソレ
程ノ必要モナイト佐竹君ハ御思ヒニナリマスカ

○仁尾惟茂君 唯今佐竹男爵カラ御希望ノ點ニアリマス
ガ、常ニ營業者ニ對シマスル處ノ補償ト云フコトハ、最早此
法律案ノ定額デ定テ居リマスカラ、此額ガ定リマシタ以上
ヲ御贊成下サレバ私ハ大ニ仕合セトスル

○仁尾惟茂君 唯今佐竹男爵カラ御希望ノ點ニアリマス
ガ、常ニ營業者ニ對シマスル處ノ補償ト云フコトハ、最早此
法律案ノ定額デ定テ居リマスカラ、此額ガ定リマシタ以上
ヲ御贊成下サレバ私ハ大ニ仕合セトスル

○仁尾惟茂君 唯今佐竹君ノ御希望ノ點ニ付テ申添ヘテ置
キタ一コトハ、此事業施行ニ依リマシテ國庫ヘ永ク確實ナル
財源ヲ得マス、又營業者ヘ此法ノ爲ニ業ヲ失フノデアリマ
スカラ、此法實施ニ付キマシテハ成ベク寛大ノ處置ノアルコ
トヲ併セテ希望イタシテ置キマス、ソレカラ私ハモウ一ツ希望
ヲ述ベマスガ、是ハ直接此本案ニハ關係アリマセヌガ、此專
賣制度ヲ置カレニ付キマシテハ、是ハ性質上カラ言ヘハ特
別會議ニナルベキモノアリマス、然リマスルニ今度ノ豫算、
茲ニ聲明ハアリマセヌケレドモ、豫算ニ組込ンデアリマスル所
カラ見マスレバ、矢張リ是ガ歲出並ニ收益等ノ一般特別會
計ニスルコトニナシテ居リマス、是ハドウカ事業ノ性質特ニ獨
立會計ヲ置キマシテ、サウシテ其損益ヲ明カニ致シマスル方
ト云フコトハ疑ヒヲ容レヌノデアリマスル、又本事業ハ生
產事業デアリマスルタメ、國債ヲ以テ是ガ創設費ニ充テル
ト云フコトハ不適當ノコトデハナイカト存ジマスル、依テ私ハ
本案ヲ贊成致シマスル

○男爵佐竹義準君 私モ本案ニ付キマシテハ仁尾君ト同
様ニ贊成ノ意ヲ表スル一人デゴザイマス、唯、私トシテ一二希望
ガアルノデゴザイマス、是ハ私個人ノ希望ト致シマシテ此際申上
ゲテ置キタイハ、既定事業ニ於キマシテ鐵道ノ建設ト云フコ
トハ、朝鮮内地開發ニ非常ニ必要ナコト、豫テ考ヘテ居ル、此
點ニ付キマシテハ將來ニ向シテモ總督ノ方デ十分ニ御注意
下サフテ成ル可ク交通ノ便ヲ早ク開カレル、例ヘテ言ヘハ平
元線ノ如キ成ル可ク至急之ヲヤラレルコトノ必要ガ一ツ、モ
ウ一ツハ此度新規計畫ニ於テ、煙草專賣ハ必要ト思ヒマス
ガ、煙草專賣ニ關係シテ個人若クハ會社トシテ經營シテ居
ル小サナ會社ノ交付金ニ付テハ、種々ノ問題モアリ又御希

之ヲ併セテ希望ヲ述ベテ置キマス

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 今佐竹君ヨリ交付金ニ付
シテハ特別會計ヲ開イテ居ルト同ジヤウニ坂ノテ居リマスノ
アリマス、事實ニ於テハ餘リ差ハナイト考ヘマスケレドモ、併
ナガラ折角ノ御說モアリマスカラ、モウ一遍研究ヲ致シマス
ガ、果シテ御希望通ニ特別會計ニト云フコトハ、御請合ハ出
來マセバ次第ニ、一應意見ダケラ申上げテ置キマス

○福永吉之助君 今特別會計ニスルト云フコトニ付テ、當
事者ノ御意見ガゴザイマシタガ、凡ソ鑄業ノ如キ即チ今平

壊ノ鑄業所ノ方ノ御話デアリマシタガ、總テ鑄業ト云フヤウ
ナモノニ属スルモノハ特別會計ニスルト云フノガ私ハ相當ノ

事者ノ御意見ガゴザイマシタガ、凡ソ鑄業ノ如キ即チ今平

所謂變則デアル、是ハ今ノ所ハ創業ノ譯デゴザイマスカラ、

事情已ムヲ得ヌカ知レヌケレドモ、段々總テノ事ガ緒ニ就クニ從テ、作業會計ニスルト云フコトハ當然ノ話デゴザイマス、

仁尾君ノ御說ハ私ハ至當ト考ヘルノデアリマス、ドウカ段々事が緒ニ就ク曉ニ於テハ之ヲ作業會計ニシテ其出納ヲ明ニスル、又經濟上一般會計デヤルト、作業會計デアルトハ、其當事者ノ意氣込ニ於テ非常ニ懸隔ノコトデアリマスカ

テ、ドウカ事ガ緒ニ就イテ後ハ作業會計ニ致シタイト云フコトヲ私ハ最モ希望イタシマス

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 其他ニ付テハ 御意見ノナイモノト認メテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 然ラバ四案束ネテ問題ニタ通り、此特別會計ニスベシト云フ希望ハ、委員會ノ希望トシテ本議場デ述ベルコトニ致シマス、決ヲ採リマスガ、別ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵奥平昌恭君) 然ラバ四案束ネテ問題ニ供シマス

○仁尾惟茂君 樺太事業公債法ト又臺灣事業公債法中改正案、樺太事業公債法改正案ハ是亦定額ノ増加シマスルコトデアリマスガ、是ハ眞岡港ノ築港、大泊境濱間ノ鐵道跡送力ノ缺乏ノ爲ニ改良ヲ加ヘマス、是ハ何レモ此支辨ノ事柄ハ土地開發ノ爲ニ成立ヲ急ギマス譯デゴザイマスカラ必要ナ業ト認メマス、又臺灣事業法中改正案、是亦鐵道ノ建設及改良、又既設鐵道ニ對シテハ物價騰貴ニ對シマスル增加デ、何レモ交通機關ノ發達ヲ圖ルノデアリマシテ、急務ト致シマスカラ、是亦原案通り増額ノ必要ヲ認メマスゾレカラ大正九年法律第五十三號中改正案、是ハ朝鮮ニ於ケル煙草專賣ノ實施ニ伴ヒマシテ煙草ニ對スル輸入稅率ノ特例ヲ廢シマスルコトデアリマスガ、是ハ專賣法ヲ布クト同時ニ伴ヒマスル法案デアリマスルカラ、是亦原案ヲ賛成イタシマス、依テ全部四案トモ原案通り賛成イタシマス

○男爵佐竹義準君 私モ仁尾君ノ御說ニ全部賛成イタシマス
○委員長(伯爵奥平昌恭君) 御異議ガナケレバ四案トモ可決イタシマス、ト呼フ者ナリ

(「異議ナシ」ト呼フ者ナリ)
午後一時三十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵奥平	昌恭君
副委員長	仁尾	惟茂君
委員	子爵渡邊	千冬君
	男爵佐竹	義準君
	男爵藤堂	高成君
	男爵矢吹	省三君
	福永	吉之助君
	星島	謹一郎君
	山田	純精君

政府委員	朝鮮總督府政務總監	水野	鍊太郎君
	朝鮮總督府財務局長	河内山	樂三君
	樺太廳長官	永井	金次郎君
	大藏省理財局長	小野	義一君